

財団法人 泉科学技術振興財団

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本財団は、財団法人 泉科学技術振興財団と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を大阪府大阪市北区豊崎 3 丁目 1 0 番 2 号  
I & F 梅田 1 0 0 4 号に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本財団は、高度機能性材料及びこれに関連する科学技術分野における先  
見のかつ創造的な研究者への研究助成及び国際交流への助成等を行うこと  
により、科学技術の振興を図り、もって社会経済の発展に寄与することを  
目的とする。

(事 業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高度機能性材料及びこれに関連する科学技術分野における研究に  
対する助成
- (2) 高度機能性材料及びこれに関連する科学技術分野における研究の  
ための国際交流等人材交流に対する助成

- (3) 高度機能性材料及びこれに関連する科学技術分野におけるすぐれた業績に対する表彰
- (4) 高度機能性材料及びこれに関連する科学技術の普及啓発
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行への預け入れ、信託会社への信託、又は国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。  
また、これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで暫定予算により、

収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第15条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本財団に、次の役員を置く。

理事 7人以上12人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を常務理事とする。

また、会長1人を置くことができる。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、常務理事及び会長を選任する。

3 理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。また、監事には本財団の理事、理事の親族その他特殊の関係のある者又は職員が含まれてはならない。

5 監事は理事を兼務することができない。

(職 務)

第18条 理事長は、本財団を代表し、その業務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、本財団の日常業務を処理し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会長は理事長の意を受けて本財団の業務を掌理する。
- 4 理事は理事会を構成し、この寄附行為にさだめるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する

前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬 等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会には、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者及び出席者氏名（書面表決及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本財団には、評議員7人以上12人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員の選出に当たっては、役員又は評議員のいずれか1人とその親族その他特殊な関係にある者の数が、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 評議員には、第19条、第20条並びに第21条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。臨時評議員会の招集は、理事会の「開催及び招集事項」を準用する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第27条から第30条の規定を準用する。この場合にお

いて、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 選考委員会

(選考委員会)

第33条 本財団に、第4条の助成事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(選考委員)

第34条 選考委員会は6人以上13人以内の選考委員をもって組織する。

- 2 選考委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 選考委員のうちには、本財団の役員及び評議員がそれぞれ2人を超えてはならず、また、選考委員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 第17条第3項の規定は、選考委員について準用する。

## 第7章 顧問

(顧問)

第35条 本財団に、顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本財団の運営に関して理事長の諮問に応じ、意見を述べる。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

### (解 散)

第37条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定に基づき解散する。

2 民法第68条第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

### (残余財産の処分)

第38条 本財団が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又は本財団と類似の公益目的を有する法人に寄付するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第39条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第40条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。ただし、他の法令によりこれに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
  - (3) 許可、許可等及び登記に関する書類
  - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
  - (7) 処務日誌
  - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿のうち、第1号から第4号に係るものは永年、第5号及び第6号に係るものは10年以上、第7号から第8号に係るものは3年以上保存するものとする。

## 第10章 補 則

(細 則)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

(昭和63年12月15日)

1. この寄附行為は本財団の設立許可があった日から施行する。
2. 本財団の設立初年度の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。
3. 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
4. 本財団の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、法人設立の許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の改正は、主務大臣の許可のあった日から施行する。

(昭和63年12月15日設立許可 63研第463号)

\* 設立許可

(平成元年5月16日一部改正認可 元研第165号)

\* 事務所所在地変更認可

(平成元年10月12日一部改正認可 元研第418号)

\* 選考委員増員認可

(平成3年12月9日一部改正認可 3研第410号)

\* 会長制認可

(平成5年3月23日一部改正認可 5研第22号)

\* 事務所所在地変更認可

(平成10年5月26日一部改正認可 10研第203号)

\*事務所所在地変更認可

(平成11年4月28日一部改正認可 11研第161号)

\*理事・評議員定数変更／臨時評議員会認可

(平成15年1月16日一部改正認可 14諸文科振第1306号)

\*理事・評議員定数変更認可

(平成15年2月28日一部改正認可 14諸文科振第1353号)

\*事務所所在地変更認可

## 理 事 ・ 監 事 名 簿

	氏 名	役 職
*理 事 長	さく 花 済 夫 作 花 済 夫	京都大学名誉教授
*常務理事	いづみ 泉 祐 彰 泉 祐 彰	アイアンドエフ・ビルディング(株) 代表取締役社長
理 事	いの 井 上 祥 平 井 上 祥 平	東京大学名誉教授・東京理科大学教授
理 事	かや 茅 幸 二 茅 幸 二	独立行政法人 理化学研究所 次世代スーパーコンピュータ開発実施本部 副本部長
理 事	せの 妹 尾 学 妹 尾 学	東京大学名誉教授
理 事	たか の 野 ひろ し 高 野 裕 士	高野法律事務所所長・弁護士
理 事	ます 増 もと 健 増 もと 健	東北大学名誉教授・東北大学総長顧問・東 京理科大学特別顧問・(財)電気磁気材料 研究所所長
理 事	やま もと まさ ひで 山 本 雅 英	京都大学名誉教授・立命館大学非常勤講師
監 事	しん 新 川 大 祐 新 川 大 祐	公認会計士・税理士・ 北斗税理士法人 代表社員
監 事	かく 福 里 功 福 里 功	アイアンドエフ・ビルディング(株) 顧問

\*印は常勤、それ以外は非常勤。

## 評 議 員 名 簿

	氏 名	役 職
評 議 員	あ だ ひろ ひこ 足 立 裕 彦	京都大学名誉教授 国際高等研究所フェロー
評 議 員	い とも ろく ずみ 泉 豊 禄	ハクスイテック(株) 代表取締役社長
評 議 員	お ぐち あつし 小 口 醇	(元) 科学技術庁金属材料技術研究所 科学研究官
評 議 員	お だ まさ じ 小 田 雅 司	大阪大学名誉教授
評 議 員	か も むつ かず 加 茂 睦 和	(独) 物質・材料研究機構 (前) 理事
評 議 員	き むら しげ ゆき 木 村 茂 行	(社) 未踏科学技術協会理事長
評 議 員	にい はら こう いち 新 原 皓 一	大阪大学名誉教授・長岡技術科学大学特任 教授・日本セラミックス協会会長
評 議 員	やま もと たい せい 山 本 泰 生	ハクスイテック (株) 執行役員

# 第22回 事業状況報告書

平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

## 事業の概要

本財団は、高度機能性材料およびこれに関連する科学技術分野における先見的、かつ創造的な研究者への研究助成および国際交流への助成等を行い、もって社会経済の発展に寄与することを目的として昭和63年12月15日内閣総理大臣（主務官庁科学技術庁）の許可を得て発足した。

当年度は、前年度に引続き世界的な金融不安と経済の低迷の影響を受け、利息収入も減少傾向となったが、更なる経費節減に努力し、前年度と同額の助成事業を実施した。

## 事業の状況

### 1. 研究に対する助成

本年度も、全国の主要な大学及び研究機関に募集関係資料を送付した他、関係学会誌や本財団のホームページ、また他公益法人の共同サイトを通じて広範に6月15日を締切日として申請者を募った。慎重な審査の結果、別紙助成者明細の通り、研究助成15件（申請件数183件）1,490万円の助成を行なった。

### 2. 研究会リーダー助成

本年度も、全国の主要な大学及び研究機関に募集関係資料を送付した他、関係学会誌や本財団のホームページ、また他公益法人の共同サイトを通じて広範に6月15日を締切日として申請者を募った。慎重な審査の結果、別紙助成者明細の通り、研究会リーダー助成3件（申請件数12件）150万円の助成を行なった。

### 3. 国際交流等人材交流に対する助成

本年度は休止とした。

収支計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産利息収入	28,250,000	38,068,622	-9,818,622	
特定資産利息収入	9,000,000	9,151,543	-151,543	
寄附金収入	0	4,500,000	-4,500,000	
その他収入	0	0	0	
事業活動収入計	37,250,000	51,720,165	-14,470,165	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
研究助成費支出	15,000,000	14,900,000	100,000	
研究会リーダー助成費支出	1,500,000	1,500,000	0	
会議費支出	988,000	302,640	685,360	
旅費交通費支出	750,000	356,000	394,000	
通信費支出	210,000	135,056	74,944	
諸会費支出	50,000	0	50,000	
諸謝金支出	950,000	927,828	22,172	
支払手数料支出	10,000	7,700	2,300	
事務用品費支出	10,000	0	10,000	
20周年記念事業支出	5,000,000	3,264,597	1,735,403	
雑支出	4,100,000	3,389,071	710,929	
事業費支出計	28,568,000	24,782,892	3,785,108	
②管理費支出				
給料手当支出	8,184,000	7,509,919	674,081	
法定福利費支出	1,190,000	983,067	206,933	
旅費交通費支出	1,380,000	1,650,110	-270,110	
会議費支出	952,000	640,551	311,449	
通信費支出	252,000	137,923	114,077	
印刷費支出	70,000	31,500	38,500	
諸会費支出	90,000	84,000	6,000	
諸謝金支出	1,302,000	1,144,299	157,701	
交際接待費支出	300,000	155,590	144,410	
消耗品費支出	40,000	15,996	24,004	
諸手数料支出	90,000	14,570	75,430	
事務用品費支出	48,000	109,651	-61,651	
賃借料支出	1,890,000	1,890,000	0	
水道光熱費支出	240,000	95,177	144,823	
雑支出	868,000	410,487	457,513	
管理費支出計	16,896,000	14,872,840	2,023,160	
事業活動支出計	45,464,000	39,655,732	5,808,268	
事業活動収支差額	-8,214,000	12,064,433	-20,278,433	
II 投資活動収支の部				
投資活動支出				
特定資産取得支出	0	50,659,201	-50,659,201	
什器備品等購入支出	0	259,915	-259,915	
投資活動収支計	0	50,919,116	-50,919,116	
投資活動収支差額	0	-50,919,116	50,919,116	
III 財務活動収支の部				
財務活動収入				
投資有価証券償還	0	196,149,000	-196,149,000	
財務活動支出				
投資有価証券取得支出	0	173,749,000	-173,749,000	
財務活動収支差額	0	22,400,000	-22,400,000	
IV 予備費支出				
予備費	500,000	0	500,000	
当期収支差額	-8,714,000	-16,454,683	7,740,683	
前期繰越収支差額	75,255,000	34,044,343	41,210,657	
次期繰越収支差額	66,541,000	17,589,660	48,951,340	

差異＝予算額－決算額

# 正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで (単位：円)

財団法人 泉科学技術振興財団

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	38,068,622	39,825,895	-1,757,273	
②特定資産運用益	9,151,543	10,033,190	-881,647	
③寄附金収入	4,500,000	6,700,000	-2,200,000	
④その他収入	0	0	0	
経常収益計	51,720,165	56,559,085	-4,838,920	
(2) 経常費用				
①事業費				
研究助成金	14,900,000	15,000,000	-100,000	
研究会リーダー助成金	1,500,000	1,500,000	0	
会議費	302,640	410,631	-107,991	
旅費交通費	356,000	321,640	34,360	
通信費	135,056	120,626	14,430	
諸謝金	927,828	927,828	0	
支払手数料	7,700	6,500	1,200	
事務用品費	0	1,260	-1,260	
20周年記念事業支出	3,264,597	0	3,264,597	
雑費	3,389,071	4,092,309	-703,238	
事業費計	24,782,892	22,380,794	2,402,098	
②管理費				
給料手当	7,509,919	8,173,016	-663,097	
法定福利費	983,067	978,181	4,886	
旅費交通費	1,650,110	1,164,120	485,990	
会議費	640,551	750,923	-110,372	
通信費	137,923	131,451	6,472	
印刷費	31,500	24,150	7,350	
諸会費	84,000	66,000	18,000	
諸謝金	1,144,299	1,206,153	-61,854	
交際接待費	155,590	138,468	17,122	
消耗品費	15,996	38,533	-22,537	
諸手数料	14,570	12,420	2,150	
事務用品費	109,651	78,825	30,826	
賃借料	1,890,000	1,890,000	0	
水道光熱費	95,177	128,153	-32,976	
減価償却費	79,306	64,296	15,010	
雑費	410,487	443,358	-32,871	
管理費計	14,952,146	15,288,047	-335,901	
経常費用計	39,735,038	37,668,841	2,066,197	
当期経常増減額	11,985,127	18,890,244	-6,905,117	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
特定資産評価益	18,221,089	0	18,221,089	
経常外収益計	18,221,089	0	18,221,089	
(2) 経常外費用				
為替差損	4,406,453	25,467,493	-21,061,040	
特定資産評価損	0	41,246,508	-41,246,508	
経常外費用計	4,406,453	66,714,001	-62,307,548	
当期経常外増減額	13,814,636	-66,714,001	80,528,637	
当期正味財産額増減	25,799,763	-47,823,757	73,623,520	
一般正味財産期首残高	1,324,084,933	1,371,908,690	-47,823,757	
一般正味財産期末残高	1,349,884,696	1,324,084,933	25,799,763	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	1,349,884,696	1,324,084,933	25,799,763	

増減＝当年度－前年度

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：円)

財団法人 泉科学技術振興財団

科 目	当年度	前年度	増減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現 金	95,590	41,044	54,546	
預 金	17,614,643	34,127,882	-16,513,239	
流動資産合計	17,710,233	34,168,926	-16,458,693	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	1,139,171,536	1,165,977,989	-26,806,453	
基本財産合計	1,139,171,536	1,165,977,989	-26,806,453	
(2) 特定資産				
特定運用資産	166,312,752	122,432,462	43,880,290	
研究助成積立特定資産	25,000,000	0	25,000,000	
特定資産合計	191,312,752	122,432,462	68,880,290	
(3) その他固定資産				
什器備品	2,962,890	2,702,975	259,915	
減価償却累計額	-2,497,742	-2,418,436	-79,306	
無形固定資産	145,600	145,600	0	
保証金	1,200,000	1,200,000	0	
その他固定資産合計	1,810,748	1,630,139	180,609	
固定資産合計	1,332,295,036	1,290,040,590	42,254,446	
資産合計	1,350,005,269	1,324,209,516	25,795,753	
II 負債の部				
1. 流動負債				
預り金	120,573	124,583	-4,010	
流動負債合計	120,573	124,583	-4,010	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	120,573	124,583	-4,010	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	
2. 一般正味財産				
一般正味財産合計	1,349,884,696	1,324,084,933	25,799,763	
正味財産合計	1,349,884,696	1,324,084,933	25,799,763	
負債及び正味財産合計	1,350,005,269	1,324,209,516	25,795,753	

増減＝当年度－前年度

## 財産目録

平成21年3月31日現在 (単位：円)

財団法人 泉科学技術振興財団

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金 手許有高	95,590		
普通預金 りそな銀行大阪営業部	17,614,643		
仮 払 金	0		
流動資産合計	17,710,233	17,710,233	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券 (円建外債他)	1,139,171,536		
基本財産合計	1,139,171,536		
(2) 特定資産			
特定積立財産 (投資信託他)	191,312,752		
特定資産合計	191,312,752		
(3) その他固定資産			
什 器 備 品			
パソコン3台	1,034,900		
プリンター2台	389,155		
ゼロックス1台	462,000		
電話設備一式	624,750		
耐火金庫1台	192,170		
エアコン	259,915		
減価償却累計額	-2,497,742		
無形固定資産			
電話加入権	145,600		
保 証 金			
I&F梅田ビル保証金	1,200,000		
その他固定資産合計	1,810,748		
固定資産合計		1,332,295,036	
資産合計			1,350,005,269
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	0		
預 り 金 源泉所得税	120,573		
流動負債合計		120,573	
2. 固定負債			
退職給付引当金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			120,573
正味財産			1,349,884,696

(注記) アルゼンチン共和国ユーロ債については、3月31日現在の為替レート  
(りそな銀行調べ・仲値1ユーロ：124.95 円) に基づき円換算したものである。

## 平成 22 年度 事業計画書

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

### 事業計画

#### (1) 研究に対する助成

高度機能性材料及びこれに関連する科学技術分野における研究に対する助成

##### 研究助成

① 募集先 大学又はそれに準ずる公私研究機関

② 助成金及び件数

・ 1 件	100 万円以下	15 件以下	1,500 万円
	計		1,500 万円

##### 研究会リーダー助成

① 募集先 大学又はそれに準ずる公私研究機関

② 助成金及び件数

・ 1 件	50 万円以下	3 件以下	150 万円
	計		150 万円

平成22年度 収支予算書

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産利息収入	32,754	28,250	4,504	
②運用財産運用収入				
運用資産利息収入	9,000	9,000	0	
③寄附金収入				
寄附金収入	2,000	0	2,000	
事業活動収入 計	43,754	37,250	6,504	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	22,277	28,568	-6,291	
研究助成費支出	15,000	15,000	0	
研究会リーダー助成支出	1,500	1,500	0	
会議費支出	450	988	-538	
旅費交通費支出	360	750	-390	
通信費支出	120	210	-90	
諸会費支出	50	50	0	
諸謝金支出	950	950	0	
支払手数料支出	10	10	0	
事務用品費支出	10	10	0	
20周年記念事業支出	0	5,000	-5,000	
雑支出	3,827	4,100	-273	
②管理費支出	16,788	16,896	-108	
給料手当支出	8,020	8,184	-164	
法定福利費支出	1,200	1,190	10	
旅費交通費支出	1,860	1,380	480	
会議費支出	900	952	-52	
通信費支出	180	252	-72	
印刷費支出	30	70	-40	
諸会費支出	90	90	0	
諸謝金支出	1,300	1,302	-2	
交際接待費支出	300	300	0	
消耗品費支出	40	40	0	
諸手数料支出	90	90	0	
事務用品費支出	48	48	0	
賃借料支出	1,890	1,890	0	
水道光熱費支出	240	240	0	
雑支出	600	868	-268	
事業活動支出 計	39,065	45,464	-6,399	
事業活動収支差額	4,689	-8,214	12,903	
II 予備費支出				
予備費	500	500	0	
当期収支差額	4,189	-8,714	12,903	
前期繰越収支差額	66,541	75,255	-8,714	
次期繰越収支差額	70,730	66,541	4,189	

増減＝予算額－前年度予算額

平成 21 年 6 月 1 日  
財団法人泉科学技術振興財団

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正独法通則法」という。）第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号。以下「退職管理政令」という。）第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号。以下「役員政令」という。）第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条及び附則第 3 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話 06-6373-1811

F A X 06-6292-0891

電子メール info@izumi-zaidan.jp